

今年度の保険税・料をお知らせします

昨年からの変更点を掲載
対象者に送付する各保険・制度の案内や
同封の冊子を確認してください

国民健康保険

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

今年度の保険税額が決定 軽減内容などを一部変更

保険税は被保険者がいる世帯の世帯主に課せられ、税額は前年の所得や被保険者数によって決まります。

平成31年度の納税通知書を7月中旬に送ります。今年度は税率改定はありません。課税限度額と軽減制度などについて一部変更があります。

た。変更内容は次の通り。
【課税限度額の一部を引き上げ】

医療給付費分の課税限度額が、58万円から61万円に変更。
【軽減制度の条件を拡大】

「軽減判定所得」が、33万円+28万円×(被保険者数+後期高齢者医療制度に移行した人の数)以下、世帯の人が5割軽減に、33万円+51万円×(被保険者数+後期高齢者

【納付方法】特別徴収(年金天引き)か普通徴収(納付書払いや口座振替)のいずれか。納付書が届いた人は、納期限までに納付してください。

問い合わせ
保険収納課 ☎(740)1177
介護保険課 ☎(740)1148

医療制度に移行した人の数)以下の世帯の人が2割軽減に対象者を拡大。

【被扶養者だった人の減免期間を2年間に変更】

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することで、新たに国民健康保険に加入した被扶養者(65歳以上75歳未満)の均等割額と平等割額の減免措置(5割減免)が、加入後2年間に変更。平成29年4月以前に加入した人は、今年度以降減免は適用されません。平成29年5月以降に加入した人は、加入した月から25カ月目から減免適用がなくなります。なお、所得割額については、当分の

間、全額が減免されます。
離職などの減免制度

災害で損害を受けた、倒産や解雇によって離職した、休(廃)業したときなどは、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。納期限の5日前までに国民健康保険課に申請してください。

資格喪失後の医療機関の受診に注意

就職や転出などで、社会保険などの新しい健康保険に加入した人は、国民健康保険の被保険者証を使用しないでください。
新しい被保険者証が届くま

で医療機関などを受診する場合は、社会保険などへの加入手続き中であることを医療機関などへ申し出てください。誤って国民健康保険の被保険者証を使用して受診した場合は、後日国民健康保険の給付費相当額を返還してもらうことがあります。

国民健康保険高齢受給者証
7月中に送付

70歳以上の人に、8月1日(木)から使える「国民健康保険高齢受給者証」を世帯主宛てで個人ごとに7月末までに送ります。8月1日からは新しい受給者証を被保険者証と一緒に使用してください。

イベント プロに学ぶ 健康食とストレッチ

EXILEフィジカルトレーナー健康セミナー

日時 9月15日(日)午後1時-3時
場所 アステホール
対象 国民健康保険加入者
定員 200人(定員超過の場合は抽選)

参加希望者は、6月下旬に全戸配布したリーフレットに添付の申し込みハガキ、または市ホームページから8月9日(金)まで印刷有効)までに申し込んでください。



この表紙が目印

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

後期高齢者医療制度

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

今年度の保険料額が決定 軽減内容の一部変更

保険料は被保険者の一人一人に課せられ、等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で決まります。保険料額(年額)の上限は62万円、所得の低い人は保険料が軽減されます。

平成31年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送ります。均等割額の軽減などについて一部変更がありました。変更内容は次の通り。

【均等割額の軽減割合を変更】
平成30年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の「総所得金額等」が33万円以下

で、公的年金等控除額を80万円で計算したとき、世帯内の被保険者全員の所得が0円の人(本則7割軽減)の軽減割合が9割から8割に変更。
【軽減対象者を拡大】

5割軽減の対象者は、「総所得金額等」が33万円+28万円×被保険者数の人に、2割軽減の対象者は33万円+51万円×被保険者数の人に拡大。
【被扶養者だった人の軽減期間を2年間に変更】

制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人の均等割額の軽減措置(5割軽減)が、加入後2年間に変更。平成29年4月以前に加入した人は、今年度以降軽減されません。

後期高齢者医療被保険者証
7月中に送付

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人に、8月1日(木)から使

える「後期高齢者医療被保険者証」と「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を7月末までに送ります。
保険料の納付状況によって、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、保険収納課に早めに相談してください。

なお、一部負担金の割合は、31年度の住民税課税所得と30年中の収入額をもとに判定。世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更することがあります。

基準収入額適用申請書で負担割合を下げられます

負担割合が3割と判定されている人のうち、収入額が一定の基準額以下の人は、申請すると1割負担となります。該当する可能性のある人に、6月下旬に申請書を送付していただきます。申請が認められると、7月12日(金)までに提出した人は、1割負担の被保険者証が届きます。7月12日以降に提出すると、3割負担の被保険者証が届き、申請した月の翌月から1割負担となった被保険者証が後日届きます。

介護保険制度

問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

今年度の保険料額が決定 保険料の一部引き下げ

平成31年度の介護保険料納入通知書を7月中旬に送ります。保険料の一部引き下げがありました。変更内容は次の通り。

【世帯全員が市民税非課税の人の保険料を引き下げ】

10月からの消費税増税に伴い、住民票での世帯全員が市民税非課税の人(第1、3段階)の介護保険料が、下表の通り引き下げられました。

介護保険負担割合証
7月中に送付

要支援・要介護認定を受けている人に、介護保険負担割合証を7月末までに送ります。有効期間は、8月1日から令和2年7月31日までです。新しい負担割合証は担当ケアマネジャーまたは施設に提示してください。

市の介護保険料(抜粋)

所得段階	平成30年度	平成31年度
第1段階	2万5,326円	▶ 2万1,105円
第2段階	3万9,396円	▶ 3万3,768円
第3段階	4万2,210円	▶ 4万0,803円

郵送する冊子に詳しく記載しています